

## 軽自動車税納税通知書の納税証明書（継続検査用）の有効期限の印字ミスについて

このたびの元号変更に伴い、軽自動車税納税通知書の元号変更を、株式会社日立システムズ関西支社にプログラム修正を依頼した。その際、当市が指示した事項以外の「納税証明書（車検用）の有効期限」の表示についても変更をしていたことが判明した。

### 1 内 容 正 誤

平成31年度 領収証書兼  
納税証明書（車検用）㊦  
継続検査の本書有効期限  
\*\*\*\*\*

平成31年度 領収証書兼  
納税証明書（車検用）㊦  
継続検査の本書有効期限  
令和2年5月31日

### 2 対象台数

406台（337人）

### 3 原因

株式会社日立システムズ関西支社が、元号を「令和」で表示するプログラム修正を実施した際、過年度に未納分のある車両については、有効期限を「\*」で表示すべきところ、「令和2年5月31日」に表示する仕様に変更してしまったことによる。

### 4 対応

道路運送車両法第97条の2は、自動車の使用者が継続検査を受ける際、「軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。」と定められていることから、現在の納税通知書では不備があるため、お詫びの文書を添えて正しい納付書を発送する。

### 5 再発防止について

今後、プログラム変更の際、修正依頼箇所以外についても内容確認を複数で実施し、再発防止に努めます。

問合せ先 三木市総務部税務課

電話 0794-82-2000（内線 2320）